

第2回 都市計画区域マスタープラン検討委員会

議事録（概要版）

■開催日時：令和2年7月15日（水） 13時30分～15時00分

■開催場所：香川県庁本館21階特別会議室

■出席者：

1. 委員

（令和2年4月1日現在）

区分	委員氏名	現職名	備考
学識経験を有する者	天野 裕子	香川県商工会議所女性会連合会副会長	
	大谷 誠一	香川経済同友会専務理事兼事務局長	
	紀伊 雅敦	香川大学創造工学部教授	
	近藤 弥	香川県農業会議事務局長	
	白木 渡	香川大学名誉教授	委員長
	常川 真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス所長	

2. 専門委員

区分	委員氏名	現職名	備考
香川県	淀谷 圭三郎	香川県政策部長	
	木村 士郎	香川県環境森林部長	（代理）環境政策課長 久保 幸司
	近藤 清志	香川県商工労働部長	
	新池 伸司	香川県農政水産部長	（代理）農政課長 川上 博文
	西川 英吉	香川県土木部長	
市町	木村 重之	高松市都市整備局長	（代理）局次長 板東 和彦
	吉本 博之	丸亀市都市整備部長	
	宮脇 健司	宇多津町地域整備課長	

■欠席者：香川県建築士会理事 村上 良枝 委員

■検討委員会次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 「都市計画区域マスタープラン（素案）」について
 - (2) 「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針」の拠点要件の見直し
 - (3) その他
3. 閉会

■配布資料

- 資料1 都市計画区域マスタープラン検討委員会設置要綱・委員名簿
- 資料2 第1回都市計画区域マスタープラン【議事録】
- 資料3 第2回都市計画区域マスタープラン検討委員会資料
- 資料4 都市計画区域マスタープラン（素案）概要版
- 資料5 都市計画区域マスタープラン（素案）（10都市計画区域）
- 資料6 都市計画区域マスタープラン（新旧対照表）
- 資料7 集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針（抜粋）

1. 開会挨拶

- ・会議に先立ち事務局が配布資料の確認を行った。
- ・事務局が開会を宣した。

2. 委員長挨拶

- ・白木委員長より開会にあたって挨拶を行った。

3. 委員した変更の紹介

- ・事務局より人事異動により変更した委員の紹介を行った。

4. 公開・非公開の判断

- ・白木委員長より「原則公開としたうえで、事務局からの説明を踏まえ、個別のケースについては委員長判断として、非公開とする」ことを説明した。

5. 議事

(1) 資料説明

- ・資料3の説明を事務局より行った。

(2) 質疑応答

(天野委員より質疑)

- ・丸亀市では以前からコンパクトシティの取組について話を聞いていたが、市庁舎の建て替え以外は進んでいないように見える。
- ・住宅の開発が進行している一方で、まちなかではホテルやマンションの建設も見られ、無秩序とまではいかないまでも、開発理念に合致したまちづくりとはなっていない印象。
- ・若い世代は、地価や家賃が安価な郊外への居住を選択する傾向にあるため、まちなかの空き地、空き家に住んでもらうためには、固定資産税の減免や不動産所得税の軽減等、地域や行政内での連携が必要と考える。

(事務局より応答)

- ・丸亀市の取組としては、立地適正化計画を策定しており、適切なエリアへの居住を誘導するために、官民が連携して、各種施策に取り組んでいるところである。

(白木委員長より応答)

- ・都市づくりの実効性を高めるためには県の関係部局間の連携が重要である。
- ・都市計画は長期スパンで効果が発現する特性があることから、実効性のある具体的な施策を、県と市町と連携して提案していただきたい。

(大谷委員より質疑)

- ・ 都市計画において、公共交通は重要なファクターである。今回のマスタープラン(素案)でも公共交通について記載されているが、官民連携はもちろん、行政内でもしっかり連携して進めていただきたい。
- ・ また、骨太の方針などでも言われているデジタル化も欠かせない観点であることから、都市づくりに反映する必要がある。(事務局より応答)
- ・ 今回提示したマスタープラン(素案)においても、SDGsの実現に向け、持続可能な都市づくりを目指しており、そのような視点を踏まえながら、取り組んでいきたい。

(白木委員長より応答)

- ・ デジタル化について、新型コロナウイルス感染症対策のため、リモートワークやオンライン会議等で場所を選ばず仕事ができることが証明された。
- ・ 今後は、若い方が東京一極集中から地方へ流れることが期待されており、地方はその受け皿を整えることも必要。今後は必要に応じて、スマートシティの取組についての記載も検討いただきたい。

(紀伊委員より質疑)

- ・ マスタープラン(素案)については、現下の都市づくりの問題点・課題と対応する都市づくりの方針が整理されている。平成19年にコンパクトな都市づくりの方針が示されているが、課題解決には至っていない。
- ・ 土地利用や都市施設整備等の方針は妥当であると考えているが、それをどうやって解決していくか、あるいは実現していくのか、についてこれから考えていく必要がある。
- ・ また、マスタープラン策定の機会に関係者へのヒアリングや協議等が行われ、問題点の精緻な把握や整理がなされるなどの副次的な成果も得られている。
- ・ 一方、方針の実現方策やそのための仕組みなどについて、県がどのように関与するのか明らかではないように感じた。
- ・ マスタープランの都市計画の方針で示されているように、空き家対策や、スプロール対策、防災対策、福祉対策や市民参加など、都市計画に求められる課題は多岐にわたっている。また、多くの都市計画業務は県だけではなく市町が担う部分が多いものの、立地や交通が広域化しているため、市町間の調整はますます重要になる。これらのことから、市町への都市計画行政支援や市町間の調整において県が果たす役割は大きいものと考えられるが、そうした調整等に県が関与することについても、マスタープランの素案に書かれていることが読み取れた。
- ・ 一方、こうした支援や調整を行う上では、都市計画関係情報の整理、分析が必要と考えられるが、そのための情報基盤が必要と考える。例えば、資料3P42の建築確認件数の空間分布などはその動向と防災計画や地価の動向、交通渋滞や事故なども開発行為に関連しており、関係部局が随時確認・共有して分析できるような体制の構築も必要と考えられる。
- ・ また、用途地域設定や特定用途制限等の効果を把握する上でも空間情報は必要な情報で

ある。行政の多くの分野でエビデンスベースドポリシーメイキング（EBPM）が求められており、こうした情報を市町や関係部局と共有する仕組みや市町の情報を共有する仕組みも今後必要となると考えられる。

- ・ 政府もスーパーシティ構想など先端技術を活用した都市づくりを推進しており、都市計画行政における情報化は、行政課題の把握分析とともに、情報共有を効率化するため、多様な主体の連携を促進、ひいてはマスタープラン（素案）に示された都市づくりの方針の実現に有効と考える。

（事務局より応答）

- ・ 都市計画行政の推進にあたっては、マスタープランに掲げた方針を踏まえて広域的な役割を持つ県として取り組んでいきたい。
- ・ また、エビデンスベースドポリシーメイキング（EBPM）については、具体的な論拠に基づき政策立案をしていくことと認識している。都市計画行政については、都市計画基礎調査や交通動態調査等の結果を踏まえて、市町と連携を図りながら取り組みを進めていきたい。

（白木委員長より応答）

- ・ 計画を実行するにあたっては、エビデンスに基づき目標に対する成果の見える化が重要。
- ・ また、県と市町の連携による情報共有の効率化や、スーパーシティ構想についても推進が望まれる。

（近藤委員より質疑）

- ・ 資料3P15にある開発許可の規制強化は災害対策の面では理解できるが、周辺が宅地化された農地は、耕作にあたり農機具の使用や農薬を散布することで地域住民から苦情が来ることもあり、耕作環境が悪化している。
- ・ また、農地の貸付希望が多く、借受希望が限定的な中で、宅地に隣接する農地は借り手が見つからないことや、借受の継続を断るケースも出始めていることから、こうした農地は、将来、農地所有者の高齢化・リタイアによってやむを得ず耕作放棄地となり、荒地となる可能性が高い。その中で良好な生活環境が維持できるか疑問。
- ・ 当該規制は、農地を守る観点からは喜ばしいが、農業従事者の減少・高齢化の進行等の課題があることも理解いただきたい。
- ・ 土地の有効利用の観点から、公園や市民農園にする等の多様な活用方法へのバックアップも検討していただきたい。
- ・ 集約化の方向性については賛成であるが、集約化を目指すとき空き家が増える可能性がある。
- ・ 人口が減少する一方で、宅地は増加し、空き家も増えている。現在、本県の空き家率は18%と算定されている。
- ・ 空き家を放置すると景観面や安全面でも不安があり、生活環境の悪化が懸念されるため、集約化と併せて、市町と連携しながら、空き家対策も同時に検討いただきたい。

（事務局より応答）

- ・ 空き家対策については、資料3のP23に示すように今回の区域マスタープランの見直しにおいても積極的に対応し、都市のスポンジ化対策に取り組む予定である。
- ・ 老朽化して危険な空き家の撤去に係る支援や住み替えが進むように空き家バンクの仲介の手伝い等、既に各部署がNPO等と連携しながら取り組んでいるところであるが、今後も一層の空き家対策に取り組んでいきたい。
- ・ また、農地転用できない土地への配慮については、実際の具体の事例を伺いながら、今後、市町とも協議して検討していきたい。

(白木委員長より応答)

- ・ 空き家対策については、空き家となる原因も複数のケースがあると考え、画一的ではなく、ケース毎に対策を講じ、県民にも具体的な対策方法を提示することが望ましい。
- ・ 農地については、多様な土地利用の方法について、農業委員会など、他の委員会など多様な主体と連携して問題提起をしてはどうか。

(常川委員より質疑)

- ・ SDGsや国土強靱化等、新しい考え方や単語を広く県民に周知し、理解してもらうためには、具体的な優良事例を提示して共有、相互参照してはどうか。それによって計画に示される数字の向こう側を理解してもらうことにつながると考える。環境白書にも事例を掲載するようになったので、参考にしてほしい。
- ・ コロナの影響による公共交通の利用の低迷や今回の九州を襲った大雨など、今後は自助・共助が重要となってくる。「地域の中でどのように解決していくか？」がよりシビアに求められる社会になっている。
- ・ ウィズコロナ・アフターコロナ時代の対応や、そのような状況における災害支援等、新たなライフスタイルへの適用も想定される中で、次の準備を進めてもらいたい。

(事務局より応答)

- ・ 県としても優良事例の共有は取り組んでいきたい。
- ・ また、マスタープランは20年後もしくはその先の都市の姿を展望した長期的な計画のため、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における新しい生活様式への対応等についても検討が必要と考える。

(白木委員長より応答)

- ・ 新しい生活様式となり、社会の仕組みや公共交通機関のあり方等、様々なものが新たな展開を迎えようとしている。
- ・ 今日いただいた意見を整理し、わかりやすい形でパブコメを行い、意見をいただくのが良いと思う。

(吉本専門委員より事例紹介)

- ・ 丸亀市では立地適正化計画を策定し、様々な取組みを行っているため紹介させてほしい。
- ・ 例えば、中心市街地に人を戻すことを目指して、丸亀城近傍に市庁舎を移転し、市民交流活動センターの建設を進めている。
- ・ また、商店街の来訪者数の増加や、空き店舗・空きオフィス対策について民間企業と連携して取り組んでいる。
- ・ 都市計画の中での取組は効果発現に時間を要するが、10年～20年先を見越して、地道に取り組んでいるのでまた意見を頂きたい。

(3) 論点について意見交換

- ・ 委員長より「高松広域以外のその他区域のマスタープランの『都市づくりの方針』及び「都市計画区域マスタープランの策定内容『都市計画の目標』『区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針』『主要な都市計画の決定の方針』『新たな連携による都市づくりに向けて』」及び「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針の『拠点要件の見直し』」の賛否について委員へ確認を行い、異議がなく承認を得た。
- ・ また、今回提示された素案をもってパブリックコメントを実施することについても確認を行い、異議がなく承認を得た。

6. 今後の予定

- ・ パブリックコメントの結果を踏まえ、第3回の検討委員会を開催したいと考えているが、意見の状況や計画への反映状況、今回のような会合方式で開催可能な状況か、などを考慮し、開催方法について委員長と協議を行い、適切かつ柔軟に対応することとした。
- ・ その後、都市計画素案としてとりまとめ、法定手続きを行う旨を説明。

7. 閉会

- ・ 事務局より、閉会を宣した。

以上